

徳之島における生態系保全等のためのネコ管理計画（案）パブリックコメント結果

- 1 実施期間：令和8年3月9日から3月23日（15日間）
- 2 意見提出のあった個人・団体数：4者
- 3 主な意見の概要と意見に対する考え方

項目	意見の概要	意見に対する考え方
管理計画全体	ネコ管理計画の取組を支持する。 (類似意見：他1件)	御意見ありがとうございます。引き続き、関係機関と連携して計画の運用に取り組んでまいります。
	「努める」と記載されているところが目立ち漠然な表現のため、「努める」を「する」に修正すべきと考える。(類似意見：他1件)	御意見を踏まえ、「努める」等の表現を下記のとおり修正します。 7. 基本方針 (4) ・「適切な条例の運用に努め」から「 <u>を行い</u> 」 ・「捕獲したネコについては譲渡の推進に努める」から「 <u>譲渡を推進する</u> 」 8. 管理計画の目標達成のために必要な活動 (1)飼い猫の適正飼養の推進 ②飼い主への普及啓発 ・飼い主への更なる普及啓発に努めるものとする」から「 <u>を行う</u> 」 (2)飼い主不明ネコの発生・増加の防止 ②家畜生産関係者への普及啓発 ・「普及啓発に努める。」から「 <u>を行う。</u> 」 ④徳之島における公衆衛生上の課題の把握と普及啓発 ・「定期的な科学的知見の収集に努める」から「 <u>を行う</u> 」 ・「公衆衛生上の課題に関して普及啓発に努める。」から「 <u>を行う。</u> 」 (3)森林域のノネコ対策

		<p>①森林域のモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>個体数の推定やトラップシャイ個体の特定に努める。</u>」から「<u>を進める。</u>」 <p>③譲渡体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>飼い主への返還及び新たな飼い主への譲渡に努めることとする。</u>」から「<u>を進める。</u>」 ・「<u>各種法令・条例の遵守と適正飼養に関して指導を行い、再発防止に努める。</u>」から「<u>を徹底する。</u>」
1. はじめに	2013 年から徳之島で行われてきたネコ対策活動に関する内容にも触れ、これまでの取組の限界や今後の改善点がわかるように説明を追記した上で、「2. 現状と課題」に繋がる記述が必要であると考えます。	これまでの取組の限界については、様々な見解があるためその評価は記載していませんが、今後の改善点については、2に今後の課題として記載しています。計画の運用の中では、これまでの取組を含め、各取組の評価・検証に取り組んでまいります。
	世界自然遺産の価値が認められたのは、生態系ではなく生物多様性である。「生物多様性」の方が住民にも浸透しており、「生物多様性の保全」についても追記した方が住民に混乱を与えず理解しやすいと思います。	本計画においては、ネコが及ぼす影響として、生物間の相互作用や感染症の伝播など、生態系全体への多様な影響を念頭に主に「生態系」を使用しています。なお、世界自然遺産の登録に際して生物多様性が評価された点や、生態系からネコの影響を排除することが生物多様性保全上きわめて重要な課題であることについては、1に記載しています。
2. 現状と課題 (1) ネコによる生態系への影響	年平均4件発生としている点については、被害が観測されていないものもあることを加味すると、実際の件数は大きく上振れする可能性があることを追記する必要がある。	御意見については、「傷病個体や死骸の発見は主に人が頻繁に利用する道路上で報告されるが、ネコによる捕殺は人目に付きにくい森林部を中心に発生していると考えられること、ネコが食べ残さずに希少種を食べた場合には死骸は残らないことから、前述の件数は捕殺被害の実態の一部しか検出されていない可能性が考えられる。」という部分で記載できているものと考えています。
(2) 飼い主不明ネコの発生源	「条例の取り締まり強化、罰則金を5万円から20万円に引き上げ」 罰則金などの取り締まりも弱いため、条例が	御意見を踏まえ、条例の運用を徹底すること、家畜生産関係者を含む地域住民への普及啓発を進めていきます。

	<p>ないのに等しい状況ではないのでしょうか。取り締まりを強化し、今一度畜産業の方々含め島民の認識を高めていく。</p>	
<p>(4) ネコによる公衆衛生上のリスク</p>	<p>徳之島は畜産業が盛んで、飼養頭数の奄美群島内の島別割合は徳之島が 53%と約半数を占めている。ネコによる人獣共通感染症拡大等の課題は人だけでなく、家畜へ感染した場合は畜産業に大打撃を与えるおそれがあるため、家畜に感染した場合のリスクに関しても、住民にわかりやすく具体的に明記してください。</p>	<p>人獣共通感染症のうち、家畜にもかかりうるトキソプラズマについては、「家畜においては、豚や山羊では発熱や咳等の症状を引き起こし（三條場ほか 2021）、牛については、感染するが発病はまれとされている。」と事実関係を記載しています。このため、人獣共通感染症については、少なくとも家畜にも感染しうる疾病があることを踏まえ、ネコの適正飼養や衛生管理に関する普及啓発を進めてまいります。</p>
<p>4. 計画の目標</p>	<p>計画期間は「策定から 10 年間」とあり、ここでは「当面」という記述になっている。あいまいな表現のため、具体的な目標時期を示していただきたい。</p>	<p>文章が適切ではなかったことから、「当面」という単語を削除します。具体的な目標時期等については、今後策定予定のロードマップで示すこととしています。</p>
<p>7. 基本方針 (4)</p>	<p>「関係行政機関は密に連携し」とありますが、連携するのは行政機関のみでよいのでしょうか。</p>	<p>本計画は行政機関が策定主体となっていますので、主体として関係行政機関の密な連携を基本方針に掲げています。一方で、本計画を進めていくためには、地域の関係者・住民の皆様の理解と協力が必要不可欠であり、それぞれの取組を進める中で連携していく考えです。</p>
<p>8. 管理計画の目標達成のために必要な活動</p>	<p>国、県、町の役割分担が全く書かれていません。</p>	<p>国、県、町の役割分担については、今後策定予定のロードマップで具体的に示すこととしています。</p>
<p>〃</p>	<p>「必要な活動」という表現であるため「……必要がある。」は文章的に表現が正しくないと考えます。「必要な活動」は何なのかその内容を具体的に列記しなければならないと考えます。文末の「必要がある。」は削除する方がよいと考えます。</p>	<p>具体的な活動の必要性を文章の中で説明している部分については表現として適切と考えていますが、御意見を踏まえ、下記について修正します。また、具体的な内容については、今後策定予定のロードマップで示すこととしています。</p> <p>8. 管理計画の目標達成のために必要な活動 (1) 飼い猫の適正飼養の推進</p>

		①飼い猫登録、マイクロチップ装着、繁殖制限及び室内飼養の徹底 「室内飼養の徹底を進める必要がある。」 → 「室内飼養の徹底を進める。」
〃	「猫放し飼い禁止 普及啓発活動の強化」 現段階での普及活動が非常に見えづらく効果がないように感じております。本当に届いて欲しいところに届いていないから、今の状況があると思います。現在の普及活動と並行し、的をより絞った普及啓発（畜産業など）をより強化する必要があると思います。また、チラシだけでなく牛小屋での聞き取り調査と様々なリスクを認識共有、啓発のための放送を定期的に行うなど。	御意見の趣旨については、本計画の8に記載した取組を進める中で、参考にさせていただきます。
〃	「島民の、ネコに関わる課題やリスクによる危機感の共有」 世界自然遺産の徳之島で、ネコ問題に関して真剣に考え解決しようとしている人たちが、ほんのごく一部であるということが、いつまでたっても問題が解決しないことの大きな原因だと考えます。猫を飼っている人、飼っていない人に関わらず一人でも多くの方が真剣に自分ごととして捉えられるような対策も優先度を高くして実施する必要があると感じます。	御意見の趣旨については、本計画の8に記載した取組を進める中で、参考にさせていただきます。
(1) 飼い猫の適正飼養の推進 ①飼い猫登録、マイク	飼養登録やマイクロチップ装着の「遵守率を高めておく」としているが、装着率がよい状態はどの程度を示すか。数値目標及び期間目標を	飼養登録やマイクロチップ装着については、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例において義務化されていることから、飼養登録されている飼い猫については全てに装着されている状態を目指すべきものと考えています。

<p>ロチップ装着、繁殖制限措置及び室内飼養の徹底</p>	<p>示してください。</p>	<p>数値目標等の詳細については、今後策定予定のロードマップで具体的に示すこととしています。</p>
<p>〃</p>	<p>「実効的な対応を実施する」とありますが、具体的にどこが何をするのかを明記しなければいけないと思います。</p>	<p>取組の実施主体や内容等の詳細については、今後策定予定のロードマップで示すこととしています。</p>
<p>②飼い主への普及啓発</p>	<p>「適正飼養の推進を図る。」とありますが、誰がどのように推進するのかを具体的に書くべきと考えます。</p>	<p>取組の実施主体や内容等の詳細については、今後策定予定のロードマップで示すこととしています。</p>
<p>〃</p>	<p>「普及啓発に努めるものとする。」とありますが、長年努めたその成果（効果）をあまり認識したことがありません。</p> <p>飼い猫条例に定めるみだりな餌やりや、多頭飼育などの行為は条例違反（違反行為）とされていることから、処分や処罰を行うステージにあることを示さなければいけないと思います。行政が違法行為と知りつつも「努める」という表記にしていること自体に問題があります。</p>	<p>御意見を踏まえ、「普及啓発に努めるものとする」から「普及啓発を行う」に修正します。</p>
<p>(2) 飼い主不明ネコの発生・増加の防止 ①～④</p>	<p>「飼い主不明ネコ」に対する活動が書かれていますが、飼い猫の中には外飼い猫が数多く存在します。飼い主ネコよりも外飼い猫のほうが人と接触する機会も多く、①～④どれにも該当します。飼い主不明ネコのみならず未登録・マイクロチップ未装着の外飼い猫も該当するものです。</p>	<p>御意見については、本計画に記載した「条例の遵守を徹底し、これら適正飼養に関する指標について可能な限り向上を図るべく、違反者への行政指導を含めた実効的な対応を行う。」「繁殖制限措置を講じられた外飼い猫を含め、飼い猫も里と森林域を行き来し、希少種の捕食や人獣共通感染症の拡大等に加担する可能性があることから、室内飼養の徹底を進める。」に基づき、対策を進めていきます。</p>

	<p>そのようなことから、飼い猫の適正飼養に関する法令に違反している「外飼い猫」には、具体的な処分や処罰内容を記載し、厳格に対応していただきたいです。</p>	
<p>②家畜生産関係者への普及啓発</p>	<p>「説明する。」とありますが、説明するだけでは不十分と思います。記載のとおり、飼養衛生管理区域内でのネコの放し飼いは禁止であり、法律違反です。説明しても聞かない事業者はどうか、具体的な対処方法を示していただきたいです。</p>	<p>飼養衛生管理区域内でのネコの放し飼い等が確認された場合は、家畜伝染病等の病原体伝播リスクを説明した上で、基準を遵守するよう指導します。</p>
<p>③里の飼い主不明ネコの繁殖制限の徹底（TNR事業、モニタリング）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「TNR事業」は10年間も継続されていますが、その実態や実施率は不明としています。実態が不明なのになぜTNR事業を継続するのか理由が書かれていない（類似意見：1件）。 ・ネコが島の希少種を捕食していると明言しているのに、捕獲してなぜリリースを行うのか、示して頂きたいです。飼い主不明ネコをリリースすることについて、「管理計画の目標」と「TNR事業を継続する」ことはチグハグな考え方と言えます。徳之島の地理的特徴から森林域が狭く農地と接近しており、屋外のネコが森林域に簡単に入出入りしています。このため、集落と森林域は分けて考えるのではなく、捕獲個体を排除した方が良い場所（森林域に近い集落など）ではリリースは適 	<p>適正飼養等を十分に進めた上で、TNR率を高めていく方法は、奄美大島でも一定の効果が確認されており、本計画の目的に沿うものと考えていますが、本計画に記載したとおり、「今後はTNR事業を継続しつつ、実施率の把握及びモニタリング等を通じた効果検証の方法を専門家とともに早急に精査し定める。その上で、効果検証の結果を踏まえたTNR事業の拡大・縮小を随時検討する。」こととしています。</p>

	していませんと考えます。(類似意見:他2件)	
(3) 森林域のノネコ対策	<p>一人でも多くの島民に理解、ご協力をいただき「元栓を閉める」対策をこれまで以上に強化する取り組みが必要です。そのためには以下の情報の透明化が効果を成すと考えます。</p> <p>① 誰もが確認したい時に確認することのできる、ネコの捕食と思われる希少野生生物の捕食情報データ(場所と写真)の透明化</p> <p>② 現在捕獲、飼育されているネコの捕獲数や飼育状況の透明化(現在非公開であることにより、憶測が飛び交い怪しまれている状況です)</p>	<p>一人でも多くの島民に理解、御協力いただけるよう、「徳之島におけるネコ問題に対する認識や飼い猫の適正飼養に対する意識の向上のため、シンポジウム等のイベント開催、チラシ配布、出前授業などの普及啓発活動を行う。」という記載に基づき、情報の透明化・発信を進めます。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
①森林域のモニタリング	<p>「モニタリング」とその関連データ等も用いて対策を効率的に実施するとしているが、どこが主体で、いつまでに実施するのか記述がありません。</p>	<p>取組の実施主体や内容等の詳細については、今後策定予定のロードマップで示すこととしています。</p>
②森林域における捕獲手法の検討	<p>「試行的な捕獲」を10年以上前から継続してきており、これ以上「試行的な捕獲を継続」するのは理解できません。ネコ管理計画、希少種保護を目的として策定するものであり、森林域でも集落以上に効果的・効率的、スピーディーに実践的な捕獲を進める必要がある。</p>	<p>御意見を踏まえ、「試行的な捕獲」を「段階的な捕獲」に修正します。</p>
③譲渡体制の構築	<p>①公示については、いつから、何日間公示するか。</p>	<p>①公示については、捕獲後概ね7日間行います。 ②公示期間を過ぎても飼い主が現れなかったネコについては、一時収容施設</p>

	<p>②公示期間を過ぎても譲渡できなかった場合には、どうするか</p> <p>③奄美大島の管理計画では安楽死させることを明記しているが、徳之島では安楽死を検討しないのか。なぜ、管理計画に明記しないのか。</p> <p>④安楽殺を計画しない場合は、ネコの一時収容が長期化するため、長期予算措置の計画があるのか。それらの戦略については一言も言及されていない（類似意見：他1件）。</p> <p>⑤徳之島も安楽殺について明示すべき（類似意見：他1件）。</p> <p>⑥島内譲渡には限界があるとしながらも、今後の譲渡活動の具体的な方策が明示されていません。持続的な譲渡体制の確立を目指すがあるが、未だにどの程度のノラネコがいるのか分からない状況で、譲渡が困難な現状ですので、具体的な方策や役割分担を明確にしておかなければ計画を進められないと考えます。</p>	<p>において譲渡先が見つかるまで飼養します。</p> <p>③④⑤⑥本計画においては、飼い主不明ネコの発生源対策を重視し、発生源を断つことを最優先事項として取り組みつつ、捕獲された個体の譲渡促進のため、まずは「島内外の団体・個人と協力した譲渡の仕組みを構築し、持続的な譲渡体制の確立を目指す」こととしています。なお、今後、管理計画の進捗や一時収容施設の運営状況に応じて安楽殺の導入を含め計画変更を再検討する可能性があります。まずは現行計画に基づき捕獲された個体の譲渡を促進していきます。取組の実施主体や内容等の詳細については、今後策定予定のロードマップで示すこととしています。</p>
<p>〃</p>	<p>捕獲されたネコは、譲渡先が見つかるまで、あるいは見つからないネコも命が尽きるまで、終生健全な環境で飼育すべきだと考えます。それには税金（人件費や餌代、光熱費他）がかかることではありますが、この原因を生み出したのは島民です。だからこそ島民の税金で、責</p>	<p>本計画においては、飼い主不明ネコの発生源対策を重視し、発生源を断つことを最優先事項として取り組みつつ、捕獲された個体については、「島内外の団体・個人と協力した譲渡の仕組みを構築し、持続的な譲渡体制の確立を目指す」こととしています</p>

	<p>任を持って捕獲されたネコの命を最後まで保護すべきだと思います。</p>	
9. 計画の評価と見直し	<p>「具体的な評価は、別途ロードマップ等に整理する。」とあるが、ロードマップについての記載がありません。いつまでにどのような形でロードマップを整理するのか、公開がいつされるのか明記してください。</p>	<p>ロードマップについては、「9. 計画の評価と見直し」に記載の通り、「各分野の専門家等を交えて、飼い猫の適正飼養の推進、飼い主不明ネコ及びノネコ対策の実施・進捗状況を定期的に評価・検討」するため、令和8年度中に作成・公開する予定です。</p>
その他	<p>ふるさと納税などを使い島内外の方々に支援を求める</p> <p>捕獲したネコの命を大切にし健全な環境で飼育するための資金が必要であることを訴える。全国から共感する方々のご支援をいただけるのではないかと。ご支援をいただきながら、並行して1匹でも多くの猫が室内で適正に飼育され野良ネコを増やさない対策を強化し進めていく。ご支援をいただいた方々に、どんな啓発活動をしているか、対策をしているかなどの情報も随時見ていただけるよう発信していく。同時に譲渡先の情報提供などご協力も得る。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
〃	<p>保護猫カフェの開設</p> <p>現状の課題共有や、譲渡先の糸口になるよう捕獲したネコを、保護飼育しながら猫カフェを開設する。全国に保護猫カフェが点在しています。</p>	<p>御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>